

# 商工中金口座開設アプリからの口座開設および開設した預金口座に関する特約

## 第1条【特約の適用範囲等】

- この特約は、「商工中金口座開設アプリ」（以下「口座開設アプリ」といいます。）から開設した株式会社商工組合中央金庫（以下「当金庫」といいます。）の普通預金口座について、その適切なご利用のために適用される事項を定めるものです。
- この特約は、「普通預金規定」「総合口座取引規定」（以下「各種預金規定」といいます。）の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種預金規定が適用されるものとします。
- この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種預金規定に従います。

## 第2条【取引の開始】

- 口座開設アプリからの申込により開設された口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。
- 前項の定めにかかわらず、当金庫が本人限定受取郵便（特定事項伝達型）で送付した通帳が当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

## 第3条【印章の届出】

- 本口座の印章は、口座開設後に当金庫所定の方法により届出るものとします。
- 当金庫は、前項の印章の届出を受け付ける際に、所定に方法により本人確認等を行います。
- 第1項の届出が完了するまでは、印章の押印を要する以下の取引はできません。
  - 書面による各種届出事項の変更
  - 残高証明書等の各種証明書類の発行
  - 当金庫本支店でのご預金の払戻し
  - その他当金庫所定の取引
- 第1項の届出前に生じた損害、または第1項の届出が正当に行われなかったことにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

## 第4条【取引の制限等】

- マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引への利用や、預金口座を利用した各種犯罪等への使用を厳格に防止する観点から、預金契約の成立後であっても、当金庫はお客さまに対して次の各号に掲げる手続きを求める場合があります。
  - 本人特定事項について虚偽の告知をした疑いがある場合、なりすましの疑いがある場合、その他当金庫が必要と判断した場合は、当金庫は提出期限を指定して、再度当金庫が指定する本人確認書類の提出や各種確認資料の提出を求めることがあります。お客さまから正当な理由なく指定した期限までにご回答いただけない場合、入金、払戻し等の各種預金規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
  - 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、

お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、または預金口座を利用した各種犯罪等に使用されたおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の各種預金規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

- 前項に定める各取引の制限は、お客様からの説明等に基づき、前項の疑いが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

## 第5条【解約等】

- 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止すること、またはお客様に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあつた氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - 取引の目的が事業用の取引である、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合
  - 当金庫での普通預金口座開設後、初回入金等が1年以上なかった場合、または利息以外の入出金がなく、その他定期預金等のお取引残高もない場合
  - アプリからの口座開設申込時にした表明・確約に関して、虚偽の申告があったことが判明した場合
  - 前各号のほか、当金庫が預金取引の停止または解約を必要とする相当な事由が生じた場合

## 第6条【特約の変更】

- この特約の各条項は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

営預他123836 2023.3